

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援に係る苦情処理体制

事業所名	指定介護予防支援事業所(岩国市地域包括支援センター)
------	----------------------------

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援に係る利用者からの苦情相談の連絡先及び担当者

- ① 利用者やその家族からの苦情等は苦情相談担当者(以下「担当者」という)が対応する。
- ② 担当者が不在の時は、基本的な事項については、他の職員が対応し担当者に必ず引き継ぐ。

苦情相談責任者	指定介護予防支援事業所 管理者
苦情相談の窓口(連絡先) 苦情相談担当者	◆岩国市地域包括支援センター(☎24-3781) 地域包括支援第一班長
	◆岩国市地域包括支援センター(☎24-3700) 地域包括支援第二班長
	◆岩国市地域包括支援センター(☎63-3113) 地域包括支援第三班長
	◆岩国市地域包括支援センター(☎84-3615) 地域包括支援第四班長
	◆岩国市地域包括支援センター(☎29-2566) 地域包括支援班長